

石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会設置要綱

平成29年7月27日

教育委員会告示第16号

改正 令和元年7月30日教委告示第10号

(設置)

第1条 児童の安全・安心な放課後の居場所づくりの観点から、石垣市放課後子ども総合プラン(以下「総合プラン」という。)を策定するため、石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、教育長に報告する。

- (1) 総合プラン策定に関する事項
- (2) その他総合プラン策定に関し必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる団体等から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 石垣市小中学校校長会代表者
- (2) 石垣市PTA連合会代表者
- (3) 放課後子ども教室代表者
- (4) 放課後児童クラブ代表者
- (5) 石垣市社会教育委員代表者
- (6) 石垣市福祉部こども未来局子育て支援課長
- (7) 石垣市福祉部こども未来局こども家庭課長
- (8) 石垣市教育委員会総務課長
- (9) 石垣市教育委員会学務課長
- (10) 石垣市教育委員会学校教育課長

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、策定委員会の議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことはできない。

- 3 会議の議事は、原則出席委員の合議制とする。
- 4 第3条各号の団体等の委員に事故あるとき又は委員が欠けたときは、代理委員の出席を可とする。
- 5 委員長は、会議における審議の参考にするため必要と認める場合には、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料の提供を求めることができる。

(実務者会議)

第6条 委員長が必要あると認める時は、策定委員会の会議の下に実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議の委員は、委員長が別に定める。

(報酬)

第7条 委員等への報酬は、支給しない。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局及び庶務は、石垣市教育委員会いきいき学び課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年教委告示第10号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年教委告示第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。